

公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下、「認定法」という。）第5条第13号並びに公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団（以下、「当財団」という。）の定款第15条及び第32条の規定に基づき、当財団の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、前号に定める役員のうち、当財団を主たる勤務場所とし、週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、前号以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 常勤役員及び評議員には、報酬等を支給しない。

- 2 非常勤役員には、報酬等を支給しない。ただし、公認会計士又は税理士の資格を有する非常勤監事については、この限りでない。
- 3 公認会計士又は税理士の資格を有する非常勤監事には、その職務の対価として報酬を支給することができるものとし、その支給額は一人当たり年額60万円とする。

(報酬等の支払方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人が、本人名義の金融機関口座への振込みを指定した場合には、その方法によって支給することができる。

- 2 報酬等について、法令に基づき控除すべき金額がある場合は、その金額を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員及び評議員には、その職務の執行に当たって負担した費用について、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第6条 当財団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団の設立の登記の日から施行する。